

市民税・県民税申告書で国外居住親族に係る扶養控除等を申告される方へ

国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」や「送金証明書書類」の提出又は提示をすることとされています。

令和5年1月からは、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける一定の場合は、「38万円送金証明書書類」や「留学ビザ等書類」の提出又は提示も必要となりました。詳細については、国税庁ウェブを御覧ください。

下表を御確認いただき、国名と（１）～（４）の符号を申告書裏面に御記入ください。国外扶養にも関わらず、申告書に符号がない場合、扶養を否認させていただくことになります。

なお、市民税・県民税申告書で国外居住親族に係る扶養控除等の適用を申告する場合には、申告書とあわせて、下表のとおり親族関係書類等の書類の提出または提示が必要です。（既に源泉徴収義務者に提出又は提示しており、その内容が源泉徴収票で判断できる場合は不要です。）

《扶養控除に係る確認書類》 （注：書類が外国語で作成されている場合は、その和訳文も含む。）

国外居住親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
（１）30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上 70歳未満	（２）留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び 「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	（３）障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	（４）その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金関係書類」
	（上記以外の者）	（扶養控除の対象外）	

《配偶者控除に係る確認書類》 ※配偶者の場合は、国名の記載のみで符号の記載は不要です。

配偶者控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
「親族関係書類」	「送金関係書類」

例① アメリカ合衆国カンザス州ローレンス市に留学中の子（高山 三郎 平成17年9月21日生まれ）を扶養している場合

配偶者控除 □同一生計配偶者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	個 人 番 号	同居・別居		0,000	
		妻・夫	・	・				同居・別居
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		㉔	円	※配偶者の合計所得金額が48万円超のときは、その合計所得金額に応じた配偶者特別控除額を右の㉔に記入してください。		㉔	0,000
控 除 対 象 扶 養 親 族 及 び 16歳未満の 扶 養 親 族	氏 名	続 柄	生 年 月 日	個 人 番 号	同居・別居	控除額		
	高山 三郎	子	H17・9・21		別居・別居	税・別居 63万円		
			・	・		別居・別居	万円	
			・	・		別居・別居	万円	
			・	・		別居・別居	万円	
						630,000		

氏 名	住 所 (国外居住者の場合は国名のみ)	符 号 (国外居住者のみ)
高山 三郎	アメリカ合衆国	(2)

配偶者控除 □同一生計配偶者	氏 名 花巻 花子	続 柄 妻	生 年 月 日 S58・12・6	個 人 番 号	同居・別居 同居	380,000
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	円	※配偶者の合計所得金額が48万円超のときは、その合計所得金額に応じた配偶者特別控除額を右の欄に記入してください。			0,000
控 除 対 象 扶 養 親 族 及び 16歳未満の 扶 養 親 族	氏 名 伊豆 五郎	続 柄 義父	生 年 月 日 S28・11・25	個 人 番 号	同居・別居 同居	48万円
					同居・別居	万円
					同居・別居	万円
					同居・別居	万円
					同居・別居	万円
					同居・別居	480,000

氏 名	住 所 (国外居住者の場合は国名のみ)	符 号 (国外居住者のみ)
花巻 花子	リトアニア共和国	
伊豆 五郎	リトアニア共和国	(4)